

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

警視庁職員信用組合は、昭和42年10月1日に警信信条（「相互扶助の精神に基づく発展」「組合員本位の経営」「行き届いたサービス」「利益は利用者に還元」）を制定し、お客さまの経済的地位の向上と福利厚生の充実に寄与することを目的に、質の高いサービスの提供に取り組んでおりますが、これまでのお客さま本位の業務運営をより一層深化させるため、この度「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定（公表）することといたしました。

当組合では、今後、全役職員が本方針を共有・実践し、お客さまとの信頼関係をさらに高めてまいります。

1 お客さまの最善の利益の追求

お客さまに対し、誠実・公正に業務を行い、お客さまお一人お一人のライフステージに応じた最適、最良のサービスを提供することにより、お客さまの最善の利益を図ります。

2 お客さまにふさわしいサービスの提供

応待相談活動や各種相談会等、様々な機会をとおして、お客さまのご要望・ご意見をお聞きし、お客さまにとって最適な金融商品やサービスをご提供いたします。

3 お客さま本位の業務を推進するための態勢整備

お客さまの最善の利益を図るため、ガバナンス態勢を整備するとともに、各種の教育や研修を行い人材育成に取り組んでまいります。

平成30年6月1日制定